

公布された条例のあらまし

佐賀県東部工業用水道の設置等に関する条例の一部を改正する条例（条例第 46 号）

- 1 神埼市の区域内において、工業用水を供給することができることとした。（第 2 条関係）
- 2 この条例は、公布の日から施行することとした。